

令和2年度

職務経験を受験資格とする
千葉県職員採用選考考査(児童福祉司)受験案内

受付期間 令和2年5月27日(水)～令和2年6月23日(火)

考査日 令和2年7月6日(月)

千葉県総務部総務課

1. 考査職種、採用予定人員、受験資格

職種	採用予定人員	受験資格	
		年齢 (令和3年 4月1日現在)	資格・免許等
<児童福祉司> 職務内容：児童相談所等に勤務し、ケースワーカー等の業務に従事します。 求める人物像：児童福祉に関する職務経験や知識等を生かし、即戦力として意欲的に活躍していただける方	5名程度	59歳以下	①児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者 ②社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設における相談援助業務(※1)の職務経験(※2)を7年以上有すること(令和2年6月末日現在) ③千葉県職員(任期付職員、非常勤職員及び臨時的任用職員を除く。)でない者

(注) 受験の申込みは、上記の職種のほか、試験が同日となる千葉県職員採用選考考査〔職務経験を要しない児童福祉司、児童自立支援専門員、精神保健福祉相談員、看護師(教員)、職業訓練指導員、無線従事者、海技従事者(機関士)及び海技従事者(航海士)〕のいずれか一つに限ります。また、申込書受理後の職種の変更は認めません。

※1 「相談援助業務」とは、児童福祉法第13条第3項第2号に規定する「児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務」をいいます。

※2 職務経験は、週29時間以上就業した期間が該当します。また、職務経験が複数の場合には通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、最終合格発表後、勤務経験期間確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。受験に必要な相談援助業務の職務経験を欠いていることが明らかとなった場合には採用されません。

※3 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・千葉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

※4 上記考査職種については、日本国籍を有しない者であっても受験できますが、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職に就くことはできません。

2. 受験手続

次のア又はイの方法により、申し込み手続を行ってください。

ア 郵送・持参による方法

以下の書類を、「11. 問い合わせ、書類提出先」に記載する受験関係書類提出先へ特定記録郵便で郵送するか又は直接持参してください。なお、提出書類については、選考の可否にかかわらず返却しません。

・申込書(別記様式)

※写真(縦4cm、横3cm、上半身・脱帽・正面向き、6か月以内に撮影したもの)を貼付してください。

・職種に必要な資格免許の写し

イ インターネットによる方法

「ちば電子申請サービス」(<https://www.shinsei.elg-front.jp/chiba2/uketsuke/dform.do?acs=000senkouzidou>)にアクセスし、申込みフォームに必要事項を入力の上、送信してください。

※「ちば電子申請サービス」の「動作環境について」を確認し、お使いのパソコン等で申し込み可能かどうか確認してください。

※写真や資格免許の写し等のデータが必要となりますので、あらかじめ申込みフォームに必要なファイル等を確認の上、申し込んでください。

3. 受付期間

令和2年5月27日(水)から令和2年6月23日(火)まで(*土日祝日を除く)

受付時間 午前9時から午後5時まで

※郵送の場合は、令和2年6月23日(火)までの消印のあるものに限りです。

※インターネットの場合は、受付期間を過ぎると、入力途中でも申込みができなくなります。
時間に余裕をもって申し込んでください。

4. 考査の日時及び場所

日 時	場 所
令和2年7月6日(月) 受付 午前9時10分～9時25分 開始 午前9時25分 終了 午後5時頃	千葉県教育会館 (千葉市中央区中央4-13-10)

(注) 申込者多数の場合は、令和2年7月6日(月)に1次考査として専門考査及び適性検査(2次考査として評価)を実施し、1次考査合格者について、2次考査として個別面接及び集団討論を8月下旬頃に実施する予定です。

また、会場についても変更となる場合があります。

詳細は、後日送付する採用選考考査の実施通知によりお知らせします。

なお、当該通知が令和2年7月2日(木)までに到着しない場合は、書類提出先まで照会してください。

5. 考査の方法

方 法	内 容	
専門考査	採用職種に関する専門的な知識・技能・能力等についての大学卒業程度の筆記考査(記述式)	
人物考査	適性検査	職員として職務遂行上必要な素質・性格についての検査(質問紙法及び作業検査法)
	口述考査 個別面接	人柄、性及び職務経験を通じて培った知識・説明能力等についての考査
	集団討論	人柄、性及び相談援助業務の経験を通じて培った知識・専門性等についての考査

※ 1 各考査方法には一定の基準があり、基準に達しない考査方法が一つでもある場合、不合格となります。

2 考査方法のうち、棄権したものが一つでもある場合には、他の考査方法についても採点を行いません。

6. 合否の発表

考査及び書類審査の結果に基づき合否を決定し、令和2年9月上旬(予定)に書面により本人に通知します。

※ 発表時期は予定の時期から前後することがあります。

7. 採 用

採用は令和2年10月1日の予定です。

8. 給 与

(1) 初任給は、個々にその学歴及び職歴に応じて決定されます。

例) 最終学歴が大学卒業で、受験資格に該当する職務経験が10年と確認され、採用された場合(令和2年4月1日現在)

行政職給料表適用 28万円程度(地域手当含む)

- (2) 上記のほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当等が、それぞれ支給要件に応じて支給されます。

9. 勤務時間・休暇等

(1) 勤務時間

1週につき38時間45分、1日7時間45分（時差出勤制度あり。土曜日及び日曜日は休みになります。）

ただし、交替制勤務の場合は、これと異なる場合があります。

(2) 有給休暇

（年次休暇）年間20日

（特別休暇）結婚、忌引等

(3) その他

育児休業、看護休暇等

10. 考査成績の開示

(1) 口頭による開示請求

この選考考査の成績については、千葉県個人情報保護条例に基づき受験者本人が口頭により開示を請求することができます（下表参照）。なお、電話や郵便等による請求では開示できませんので、開示請求するときは、本人と確認できる書類（運転免許証、身分証明書等、顔写真付きのもの）を持参の上、受験者本人が直接お越しくください。

開示内容	開示期間	開示場所・時間
・考査方法別得点 ・得点基準に達しなかった考査方法	合格発表日から1か月間	千葉市中央区市場町1-1 人事委員会事務局任用課 9:00~17:00(土日祝除く)

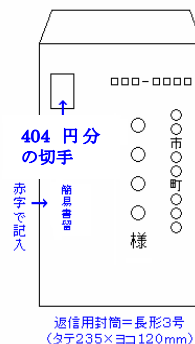
※2次考査を実施する場合、1次考査の合格者については成績開示の期間が異なります。2次考査を実施する場合には、成績開示可能期間を別途通知します。

(2) 郵送による成績通知

郵送でも考査成績の情報を提供します。住所・氏名を記載した封筒（長形3号）を用意し、404円分（簡易書留相当分を含む）の切手を貼り付けて（右図参照）、考査日に持参してください。提供する内容は（1）の口頭による開示請求と同じです。

〔注〕1 考査日後は受け付けませんので、封筒を忘れた場合は（1）の口頭による開示請求を行ってください。

2 通知する時期は、合格発表日以降の予定です。



11. 問い合わせ、書類提出先

受験手続、その他この考査についての問い合わせ及び受験関係書類の提出は、下記にお願いします。

書類の提出先		
所在地	提出先の部課名	直通電話
〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1	健康福祉部健康福祉政策課 人事班	043(223)2605

※ 総合的な問い合わせ先

千葉県総務部総務課人事管理班

千葉市中央区市場町1-1 直通電話 043(223)2029

※ 試験当日に車椅子の使用を希望する、聴覚に障害があるため手話通訳を必要とするなど、受験に際して要望のある場合は、あらかじめ申し出てください。

※ 新型コロナウイルス感染症、災害等で、試験が延期又は実施できない場合など、緊急のお知らせはホームページに掲載するほか、申し込みをされた方には、個別に連絡を行う予定です。

総務部総務課ホームページ <https://www.pref.chiba.lg.jp/soumu/index.html>

受験会場案内図

